

令和3年（ネ）第605号 安保法制違憲訴訟控訴事件

控訴人 築城昭平 ほか

被控訴人 国

意見陳述書

(安保法制の違憲性)

2022年5月26日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

陳述者 弁護士 山本真邦

1 新安保法制法の全体像

新安保法制法の特徴は、大きく分けると、新たな政府解釈に基づく集団的自衛権行使の認容に伴う改正、もう一つは、平和維持名目による対外的な自衛隊の活動範囲の拡大です。新安保法制法の下では、自衛隊の活動が、様々な場面で武力の行使に結びつき、日本が戦争の当事者になっていくことが可能となりました。

これまでの政府は、集団的自衛権の行使は、違憲であるとの見解を長年とってきました。政府だけでなく、国会も、その見解を了承して、日本の政策を進めてきました。集団的自衛権の行使は、違憲であるという解釈は、確立した9条解釈でした。しかし、安倍政権は、この従前の政府解釈を根本から覆し、憲法がもはや許容できないレベルの憲法解釈のもとに、新安保法制法を制定したのです。

これから、あらためて新安保法制法がなぜ違憲なのかを説明します。

2 事態対処法の違憲性

- (1) 集団的自衛権の行使に関するいわゆる新三要件を明文化したのが事態対処法です。また、存立危機事態に自衛隊の出動及び武力の行使を認めているのは、自衛隊法76条1項2号です。
- (2) 新三要件の一つである存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されています。

実際に、どういう状況がこの存立危機事態に当たるのか、その具体例を想像することができない点で、この存立危機事態が非常に曖昧な概念で、要件として機能していないことを示しています。

政府において、この存立危機事態に該当する唯一の想定例として挙げられていたのが、ホルムズ海峡に機雷が敷設されたという例です。

この想定例からすると、政府は、存立危機事態に該当するには、日本に直接的な戦火が及ばずとも、石油供給が断たれるかもしれないという間接的な戦争の被害があれば足りると考えていることがわかります。

しかし、ロシアによるウクライナ侵攻により、日本だけでなく世界中で間接的な経済的影響がありますが、現在の日本政府は、存立危機事態が生じているとは考えていません。

経済的な理由でも存立危機事態に当たり得るという政府の考え方が、存立危機事態の要件としての無限定性を露呈させていると言わざるを得ません。

- (3) つづけて、我が国と密接な関係にある他国からの情報提供で、この曖昧な要件である存立危機事態を、どこまで正確に認定、評価できるのかという問題があります。ベトナム戦争の発端になったトンキン湾

事件のように、アメリカがベトナムに先制攻撃を受けたということがでっちあげだったと、後日判明したという歴史もあります。日本が武力行使をした後で、存立危機事態と判断した情報に間違いがあったということでは、取り返しがつきません。

- (4) 第2要件の他に適当な手段がないことについても、判断が困難です。他国に対する武力攻撃に対して採るべき手段・方法は、外交交渉、経済制裁その他、実力行使以外に危機を乗り越えるさまざまな手段・方法が考えられます。現に、ロシアのウクライナ侵攻に対し、日本を含む世界各国は、経済的制裁をもって対抗手段としています。「他に適当な手段」があるかないかは、相当困難な判断となります。
- (5) 最後に第3要件の「必要最小限度の実力の行使であること」についてですが、政府は、海外派兵は、一般に自衛のための最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと説明しています。ところが、存立危機事態に対応するには、海外派兵をせざるを得ません。集団的自衛権の行使と、この第3要件は全く相容れないものであり、法律の内容として大きな矛盾を抱えています。この矛盾が憲法を無視して立法化したことによる綻びにほかなりません。
- (6) 今述べてきたとおり、新三要件は、要件として機能していません。つまり、政府の恣意的な判断によって、武力行使が可能となり得るのです。そして、事態対処法と自衛隊法76条1項2号は、憲法が禁止する武力行使である自衛隊の海外派遣を可能とする極めて危険な法律です。戦争から日本を遠ざけようとしている日本国憲法の理念に反し、事態対処法は、日本を取り返しのつかない危険や混乱に陥れる危険を持っているということを十分認識しなければなりません。

3 後方支援活動の違憲性

新安保法制法のもう一つの方向性である対外的な自衛隊の活動範囲の拡大についての違憲性を説明します。端的に言うと、新安保法制法では、後方支援活動の軍事色が強まりました。

- (1) まず、重要影響事態法及び国際平和支援法では、支援の対象がアメリカだけでなく、その他の外国の軍隊にも広がりました。
- (2) 改正点で重要なのが、支援できる内容として、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備もできるようになったことです。

後方支援活動は、一般に「兵站」と呼ばれる軍事行為です。自衛隊が直接攻撃をしなくても、弾薬や燃料を補給し、それにより武力攻撃がされれば、後方支援活動は、他国の武力行使と一体化し、憲法の禁止する武力の行使に該当します。

- (3) 重要影響事態法及び国際平和支援法では、現に戦闘行為が行われている現場でなければ後方支援活動等ができるものとされ、地理的制限が緩和されました。理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣の地域でも後方支援活動等を行えることになったのです。
- (4) このように後方支援活動等ができない場所を「戦闘行為を行っている現場」に限定し、かつ弾薬の提供や戦闘のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を行うことまで規定した重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、憲法 9 条に反し違憲です。

4 P K O 新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性

新安保法制法では、P K O のあり方が大きく変わりました。特に任務遂行のための武器使用が大きく変わりました。

- (1) 国連平和維持活動及び国際連携平和安全活動の両者を通じて、その業務内容として、いわゆる「安全確保業務」と「駆け付け警護」が追加されました。これらの業務の性質上、武装勢力等の妨害を排除し、目的を達成するための強力な武器の使用、すなわち任務遂行のための武器使用を必要とし、これを認めるものとされています。
- (2) P K O協力法において、政府は、自衛隊員が武器を携行し使用することについて、自衛隊員の武器使用は、自己保存のための自然権的権利であり、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらないと説明してきました。

しかし、改正P K O協力法のもとでは、自衛官個人の自己保存に限定して武器使用が認められるという考え方がもはや完全に放棄されており、自衛官の武器使用を合憲と説明する基礎が失われています。

- (3) また、P K O協力法では、いわゆるP K O参加5原則を定め、客観的に「交戦」・「武力の行使」に当たらない状況を担保し、武器使用について自衛官個人の自己保存である場合に限り許されるということで、合憲と考える余地もありました。

ところが、改正P K O協力法では、このP K O参加5原則そのものが崩れています。P K Oは、中立であることが大切ですが、住民保護のために自衛隊から攻撃を受けた一方の紛争当事者は、自衛隊を敵とみなすはずで、その時点で、自衛隊は、中立の立場にはありません。つまり、「安全確保業務」と「駆け付け警護」は、P K Oの基本的理念である中立と相容れないものなのです。

- (4) 改正P K O協力法における新任務である「安全確保業務」及び「駆け付け警護」、それに伴う武器使用は、もはや政府の従来解釈で正当化することはできないのであり、これが武力の行使を禁止した憲法

9条1項及び戦力の保持と交戦権を否定する憲法9条2項に違反することは明白です。

5 外国軍隊の武器等防護の違憲性

最後に、隠れた集団的自衛権の行使と言われる法改正について説明します。自衛隊法95条の2が新設され、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認められることになりました。

例えば、航行中のイージス艦や飛行中の軍用機に対する攻撃に対処する場合、自衛官が使用することとなる武器は、PKO活動の場合などとは異なり、自衛隊の艦船や戦闘機に備置された火砲等となります。そうすると、自衛隊法第95条の2による自衛官の対処は、少なくとも外観上は、自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難く、実際にも戦争の発端となりかねないことに十分留意する必要があります。

このような武力衝突は、他国との「交戦」であり、なし崩し的に戦争に突入してしまう危険があります。ここでの自衛隊の武器の行使は、政府のコントロールが及ばないままされるため、文民統制が機能しない危険性があります。

したがって、自衛隊法95条の2は、憲法9条及び憲法66条2項に違反します。

6 結論

現在のロシアによるウクライナ市民の虐殺の現状を踏まえても、世界各国が、直接的な軍事介入をしないのは、自国をさらなる戦争に巻き込まないためです。

この違憲である多くの法律の内容を見れば、原告らが、今後、日本が他国の戦争に巻き込まれることになるのではないかと深刻に不安に思い、本件訴訟を提起した理由をご理解いただけたと思います。もはやどのような理屈を立てようとも、新安保法制法を合憲とする余地はありません。

以 上